

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 通貨交換問題(Ⅱ) (通貨交換措置)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 通貨交換レート, 交換期日, 給付金措置, 日本側, 外務省, 大蔵省, 米国側, 国務省, 財務省, 琉球政府声明, 緊急措置, 通貨輸送計画, 大蔵省, 防衛庁, 在沖縄米軍 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43683">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43683</a>

各省の行見解

極秘  
無期限

本  
本  
本

経済総務参事官 国際協定課長  
 国際経済課長 条約課長  
 アメリカ局長  
 北米才二課長 参事官  
 安全保障課長 北米才一課長  
 内切上げに伴う諸問題  
 66.12.21  
 米比1  
 全般の内切上げの、琉球職員の家  
 公務員への引継問題、軍労引継問題等  
 に及ぼす影響、その対策等について  
 とりあつた。大蔵省、人事院、施設局、  
 対策庁の見解を聴取した。こゝで、  
 概要別添のとおり。

GA-5

外務省

3265

大蔵省 (岡島主計局給与課長より  
渡辺主計局防衛課長)

別  
添  
1

1. 琉球職員の国家公務員への引継問題

11月27日、人事院に於いて、個々の琉球職員  
の、当初から日本の国家公務員であった

と見做すべきに付、21日付の給与  
(内連2)を計算した。

計算の結果、(1)本土並み給与の沖縄  
の給与より高ければ、本土並みに揃へ、

(2)沖縄の給与の方が高い場合は、  
本土並み給与との差額を特別手当

(当該職員に)  
形式で支給するとの基本的考へ方  
である。(軍労の場合は公務員引継

の場合に準じて取り扱ふこととする。

GA 6

外務省

詳細は別紙検査2-22-11。

2. 円、ドル換算レート

円、ドル換算レートは 1ドル = 308円

とせざるをえないと思ふ。(10月80の  
特別措置により、1ドル = 360円の

レートによる換算の補償以外に、  
資産に付する補償が与えられた

ことになっている。

特に公務員、あるいは軍官の給与

のみに付し特別措置を講ずること、  
直ちに他の全般的分野への波及効果を

を招くべく、到底とりざるとは32-11。

(従って、施設給付に付し、1ドル = 308円

(軍用地料に付して)

以外には付するまいとの感觸を伝へた。

人事院 (高山 治夫 = 課長)

別紙  
2

1. 環改職員と国家公務員への引継ぎ問題

(1) 環改職員が本土の公務員と同等の給与の  
給付に付しては、特措法第55条1項の

規定により、人事院規則に定められた給与の  
支給に付してはならない。しかし、

(支給)

本土の公務員に付しては給与が下ったと

なり得る。

(2) 具体的には、旧来の環改職員に付して、

行政分限以降、環改職員が前身に

沖縄県政府及び四国群島政府に採用

された時を以て、本土の国家公務員に

採用されたとし、その後の昇級の変動

を本土の給与に準じて、後引継ぎ

1: したが、当該職員が当初から本土の  
 国家公務員であったことは、2017年2月3日  
 給与額を決定するべく努力中である。

(「大学卒業後同一年内継続して同一の  
 職種に属する本土公務員と琉球職員  
 の給与は同額にする」という方式は  
 技術的に困難である多く現実的  
 ではない。) (本土並み)

(2) 2017年12月31日現在の給与は沖縄の  
 給与水準に相当し、本土並み給与、但し  
 給与水準の差額を特別手当の形で  
 支給するものが基本的な考え方であり、  
 大蔵省と同様である。但し、具体的  
 に特別手当の範囲をどう定めたか、

は政策的に考慮を要し、急には  
 定められない見込みがある。

(4) 一般の計算は年末から来年早々に  
 完了した。その中で、公社、公団の職員  
 関係の作業に入る。

2. 19.1.16 換算シート  
 (1) 大蔵省と同様見込みあり、1.1.16 = 308円  
 以上は正しいと思ふ。(1.1.16 = 310円正  
 修正されたことは、財政的な困難が  
 あり、310円と308円の半分の  
 数字を出すことは却って混乱を招く  
 こととなる。) (本土並み)

(2) 11月4日に、本土と沖縄の給与の  
 正確な比較を急がされた。

施設庁の見解 (労務部企画課 西村幸司官の聴取)

別添3

1. 軍被用者切替の問題

(1) STG 労務小委において、本例は 12.1.1. 変更

レートと復帰2ヶ月前の最後の週(12.1.1.)の平均労務レート  
と11.1.1. 提呈(12.1.1.)の一般レート(12.1.1.)を比較し、  
(12.1.1.)の提呈を撤回し、新労務

12.1.1. 本例と12.1.1. 前記の提呈を撤回し、新労務  
レートの使用を提呈したことは、

(2) 2ヶ月前に施設庁と12.1.1. 全軍分213のレート=360円  
換算の差を求め、又、実際は レート=308円

本例の12.1.1. 切替を行う場合は、本土の軍  
被用者12.1.1. 給与水準は可なり低くなる

可能性が低いこと、本例の提呈には、  
12.1.1. の懸念を払っている。

2. 退職手当問題

(1) 本件は12.1.1. 前記1. の切替における軍被用者

の本土 MLC / IMA 下の格付け問題が片付かない  
基本給が定額であることは、基礎となる退職手当

と決定されたこと、12.1.1. / レート=308円を計算し  
行われる本例の負担する退職手当は、レート=

360円を超過する額が大半に多くなることは  
ある。

(2) 退職金の差額 7,500万円は12.1.1. 以前に大蔵省  
より積算を依頼されたこと、これは退職の懸念

自己退職と仮定した場合の計算であり、実際は12.1.1. 以降  
に12.1.1. 人員整理を今後の退職の主眼

懸念とみられることは、上記 7,500万円は 5,000万円  
程度である、従って施設庁と12.1.1. レート=308円

その再計算に及ぶ。前述の金額の5.55%含みで301  
に算入される。(計算日 1ドル=360円 1955 16.88%)

の上から10%を基礎とする。

### 対策方 (迎水総務局長秘書官)

#### 1. 琉球職員が国家公務員への引継ぎ問題

(1) 一般に琉球職員が初任給は本土国家  
公務員と初任給を同等にする。山中大臣は

若手職員が引継ぎ後の給与は沖縄水準を  
保つ — 275本土並みの給与に特別手当  
(沖縄の給与水準を下限とする。)

を上げたい。 — 275(11%)を元とする。

(2) しかし、その時の換算率は1ドル=360円

とする。1ドル=308円とするのは問題  
であり、前者の方式は相当實現困難

であることは山中大臣もよく承知している。

#### 2. 今後の対策

11月1日に、種々の困難な問題がある  
(1)と元は、個人の職員には日本並みの

給与と 沖縄へ給与の正確な比較を

検討している相当困難な仕事である。又  
細かな点と12月 Tに210 現在沖縄

210 年金のKに表示、恩給のH表示  
に付いては、均衡を失ったと

上の問題が多々あり) ので、今夕  
田辺調整部から山中大臣とあつて

上の問題、所在を確認し、併せて  
今後の対策を考へておりました

であります。

(注: 明12月22日、田辺部長より詳細

説明を受けました)



○米国民政府指令第六十八号(一九五二・二・二九)

- 改正 一九五二年 四月二日 第一号  
 一九五二年 五月二七日 第二号  
 一九五三年 一月二六日 第三号  
 一九五三年 三月二日 第四号  
 一九五三年 二月二六日 第五号  
 一九五四年 二月一日 第六号  
 一九五七年 一月三日 第七号  
 一九五七年 一月三日 第八号  
 一九五八年 八月二日 第九号  
 一九六五年 二月二日 第十号  
 一九六六年 二月七日 第十一号  
 一九六七年 二月九日 第十二号  
 一九六八年 二月二〇日 第十三号  
 一九六八年 八月二日 第十四号

### 琉球政府章典

#### 第一章 総則

第一条 琉球政府の政治的及び地理的管轄区域は、左記境界内の諸島、小島、環礁及び領海とする。  
 北緯二八度東経二四度四〇分の点を起点として北緯二四度東経二二度北緯二四度東経一三度北緯二七度東経一三度五〇分北緯二七度東経二八度一八分北緯二八度東経二八度一八分の点を終り起点に至る。(改正五)

第二条 琉球政府の首府は、沖縄島の那覇市とし、住民投票によるの

琉球政府章典

でなければこれを他の何なる場所にも変更することができない。  
 この場合においては、最近の総選挙人名簿及び補充選挙人名簿による選挙人総数の七〇%の者が投票しなければならぬ。但し、非常事態の場合においては、政府業務の継続及び政府の職員、記録その他の安全を図るためこれを変更することができる。

#### 第二章 住民の地位、権利及び義務

第三条 琉球住民は琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記録をされている自然人を以てし、但し、琉球に戸籍を移すためには民政副長官の許可を要し、且つ、日本国以外の外国の国籍を有する者又は無国籍の者は、法令の規定による場合の外、琉球の戸籍にこれを記載することができない。但し、琉球政府は外国人のため特別の戸籍簿を作成し、運営し且つ維持すべく現行の琉球人戸籍法と概して同程度の範囲及び効力を有する適当な法令を制定する権限を有する。なお、外国人戸籍簿の作成又は記載をまつて自動的に琉球人又は琉球列島への法的入籍若しくは琉球列島居留民としての資格が与えられるものではない。(改正七)

(8) 琉球住民の琉球政府に対する義務は、代議政治の一般的責任を負うこと、法及び秩序の維持に協力すること、市民義務に参加すること、総ての選挙において投票すること及び正当に定められ、且つ割当られた租税を納めることである。

(9) 禁治産者若しくは禁治産者又は禁治産若しくは禁この刑に処せられた者でその執行を終るまでの者若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者又は正当に設置された裁判所によつて執行終了の宣告を受けた者で当該執行終了の期間を満了しない者は、公職選挙における選挙権又は公選若しくは任命による公職に就く権利を有し

#### 永住許可について

○米国民政府指令第五号(一九五四・六・二二)

- 改正 一九五五年八月二三日 改正第一号  
 一九六六年三月二日 改正第二号

### 永住許可について

- 一 この指令の目的は、永住者としての身分を得るための必要な要件及び手続を定めるにある。
- 二 この指令の目的達成上、左記の者は、心然的に「高等弁務官の認める永住者」とみなされる。(改正二)
- a 一九四五年九月二日以前に、現在琉球列島と定義される場所に居住していた者で、その後引き続き同島に居住している者。但し、その間の不在期間が引続き一月を超えてはならない。
- b 復員により琉球列島に入城した者
- c 前に高等弁務官によつて永住のための入城を許可された者
- 三 永住への許可申請は最小限、左記の条件に叶っていなければ、これを考慮することはできない。(改正二)
- a 許可申請の直前、少なくとも三年の期間、合法に継続居住していること。琉球列島一時不在の期間が最近三年の内総計六カ月に満たない場合、又は外国の公認大学への留学による場合は、別にこれは非継続居住とみなされない。
- b 琉球警察による品行方正の証明
- c 相当の生活を維持するに充分な財産、定職又は自活能力
- d 本項のaは、永住者の配偶者及び未成年の子又は米政府指令第一二五号第三三三六号の規定により許可された者である限り、

いない在留許可証明書を所持している者の配偶者及び未成年の子については適用しないことができる。(改正二)

e 琉球経済に特に利益する専門的資格を有する者に対しては、本項のaは該当しない。

f a号の三年間継続居住の要件は、申請人が現在琉球列島と定められている処に管つてその戸籍を有していた場合には適用されない。(改正一)

g 本項cの要件は、申請人が米政府指令第一二五号の第三三三六号の規定により特に有効期限定められていない在留許可証明書を所持している者である場合及びこれらの者の未成年の子が一時期間者として在留登録をしている者である場合については適用しない。(改正二)

四 永住許可の申請は、別紙一の様式により、琉球政府出入管理庁を適して高等弁務官に提出しなければならない。ただし、第三項gに規定する資格のある申請人は、別紙二の様式を使用するものとし、同申請人の直接の家族である配偶者及び未成年の子については、その申請書に併記することができる。(改正二)

申請書は、英文一通に和文一通の二部作成し、国籍証明書及び第三項の摘要用件に基づく資格の適格者であるとの文書による証明又はその他の証明を附して提出するものとする。

五 高等弁務官の認可があつた場合は、琉球政府に認可通知書を回送する。琉球政府は申請者にその旨を通知し、十五日以内に入管理庁に出現の上、その居住証明書の変更をなすよう要請しなければならない。(改正二)

片に居住証明書の変更を届け出ることができる。(改正二)  
七 第三項の規定のいかんにかかわらず、本指令による許可申請の認  
可は、高等弁務官の自由裁量によりこれを行ない、必要と認められた場  
合はこれを却下することができる。(改正二)  
八 本指令に基づき永久居住者となつた者でその後、再入城の許可を  
受けないで琉球列島を出城した者は、その永住者としての身分を失  
うものとする。

民政副長官の命により発布する。

首席民政官  
米國陸軍准將

W・M・ジョンソン

別表

(永住への許可申請様式)

省 略

署名公布(改正第一号)

副長官の命により発布する。

首席民政官

米國陸軍准將 ヴォナ・F・パージャー

附 則(改正第二号)

二 この改正は、ただちに施行する。

高等弁務官に代り

民政官

ゼラルド・ワイナー

永住許可について